〒136-0073 東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

孫樹斌 様

事件番号 令和4年(ワ)第8108号 司法不公正の確認請求事件 原告 孫樹斌 被告 国

事 務 連 絡

令和4年6月24日

原告 孫樹斌 様

〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所民事第31部甲ロ2係 裁判所書記官 長 田 章 電話03-3581-5941 FAX 03-3580-5769



頭書の事件について、裁判官の指示により、下記のとおり連絡をします。

記

当部で担当している国及び東京都に対する弁論は分離し、国に対する請求について 一部訴訟救助する旨の決定をしましたので決定を送付します。 東京都に対する請求について別途普通郵便で送付しています。 令和4年(ワ)第8108号 司法不公正の確認請求事件

本件から、被告東京都に対する弁論を分離する。

令和4年6月16日

東京地方裁判所民事第31部

裁判官 増 子 由



これは謄本である。 令和 4 年 6 月 2 年 日 東京地方費判所民事第31部 裁判所審記官 長 田 草 恵



令和4年(モ)第1013号 訴訟救助申立事件(相手方国関係)

(基本事件・令和4年(ワ)第8108号 司法不公正の確認請求事件・基本事件 被告国関係)

決定

東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

申立人(基本事件原告)

孫

樹斌

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

相手方(基本事件被告)

国

同代表者法務大臣

10

古. 川

禎 久

主

- 1 基本事件につき、申立人(基本事件原告)に対し、訴え提起手数料1 万3000円及び送達費用について訴訟上の救助を付与する。
- 2 申立人のその余の申立てを却下する。

E

1 申立人(基本事件原告。以下「申立人」という。)は、基本事件につき、訴訟費用を支払う資力がないとして、訴訟上の救助を付与するとの決定を求めている。

なお、基本事件は、国及び東京都を被告とする事件であるが、当裁判所は、 令和4年6月16日、基本事件の弁論を被告毎に分離したから、基本事件に係 る本件訴訟上の救助の申立についても、そのうち、基本事件の被告を国とする 部分について本決定において判断するものである。

2 一件記録によれば、基本事件は、申立人が、相手方(基本事件被告。以下「相手方」という。)に対し、①東京地方裁判所による、申立人を債務者とする仮処分決定(同裁判所令和3年(ヨ)第21064号・動産の引渡断行仮処分命令申立事件)及び同仮処分決定に対する認可決定(同裁判所令和4年(モ)第40001号・保全異議申立事件)の取消請求、②①の仮処分決定及び認可

決定の違法性を理由とする国家賠償法1条1項に基づく慰謝料200万円の請求、③上記①の仮処分決定に基づく執行官による民事執行の際に、執行官が損傷した原告が賃借している自宅ドア部分の修復等の請求、④上記①の仮処分決定及び認可決定に係る裁判官について、公務員の職権濫用を被疑事実とする事件の検察官送致を求める請求をそれぞれ行うものと解される。

3 訴訟上の救助が認められるためには、「勝訴の見込みがないとはいえないとき」に当たることの疎明が必要である(民事訴訟法82条1項ただし書)。申立人の基本事件における請求のうち、①については、民事訴訟法その他の関連法令により認められた上訴等の方法によらずに、民事訴訟において、仮処分決定やその認可決定を取り消すことのできる根拠法令が明らかでなく、④についても、個人に、特定の刑事事件について検察官にこれを送致するよう求めることのできるような請求権があることを基礎づける根拠法令が明らかでない。また、②については、裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在したとしても、これによって当然に国家賠償法1条1項の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任の問題が生ずるものではなく、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情がある場合にはじめて右責任が肯定されるところ(最高裁昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁等参照)、そのような特別の事情が存在するとの疎明は何らない。

これらによれば、基本事件における申立人の請求のうち、①、②及び④については、「勝訴の見込みがないとはいえないとき」に当たるとの疎明があったとはいえない。

他方で、基本事件における申立人の請求のうち、③については、その内容に 照らして、直ちに、勝訴の見込みがないとまではいえず、「勝訴の見込みがな いとはいえないとき」に当たるとの疎明があったものと認める。

- 4 そして、一件記録によれば、申立人は、令和3年8月31日をもって、勤務 先を解雇されたこと、申立人は当該解雇の効力を争っていること、預金残高も 令和4年3月9日時点で374円であることといった事実が一応認められ、こ れらによれば、「訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又は その支払により生活に著しい支障を生ずる者であること」の疎明があったもの といえる。
- 5 以上からすると、本件訴訟救助の申立については、基本事件における申立人 の請求中、③の執行官による民事執行の際に、執行官が損傷した原告が賃借し ている自宅ドア部分の修復等の請求に関する限度で理由がある。

そこで、基本事件における訴訟物の価額520万円(請求①、③及び④の訴訟物の価額は算定不能であるからそれぞれ160万円とみなし、請求②の訴訟物の価額は200万円であるが、このうち、①と②は、同一の仮処分決定及び認可決定を問題とするものであるから、そのうち多額の②によるべきこととなり、訴訟物の価額の合計は、520万円となる)に対応する訴え提起手数料3万2000円のうち、請求③の訴訟物の価額である160万円に対応する訴え提起手数料1万3000円及び送達費用につき訴訟上の救助を付与し、申立人のその余の申立については、却下することとして主文のとおり決定する。

令和4年6月16日

東京地方裁判所民事第31部

裁判官 増 子 由



これは謄本である。 令和 午 年 6 月 2 午 日 東京地方裁判所民事第31部 裁判所書記官 長 田 章 恵

